デイサービスセンター新宮園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清徳会が開設する、指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所 デイサービスセンター新宮園(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及 び管理運営に関する事項を定め、事業所職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に 対し、適正な通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の運営について管理者並びに職員は、次の運営指針に従い業務を遂行する。
- 2 事業所は、被保険者が要介護状態及び要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように必要な日常生活上の介助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 3 事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意志を踏まえ、必要な協力を行うこととする。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認し、その支援も行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場で、公平中立なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 デイサービスセンター新宮園
 - (2) 所在地 高山市新宮町 1322 番地の 1

(従業者の職種及び職務内容)

- 第4条 事業所は、利用者に適切な指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを 提供できるよう、事業所に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。
- 2 管理者 1名 (常勤、兼務・特別養護老人ホーム新宮園施設長)
- (1) 事業所の職員管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 職員にこの章の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (3) 支障がない限り他の業務との兼務をしても差し支えない。
- 3 生活相談員 2名(常勤)

第2条の運営方針を遵守し、利用者、家族への相談業務及び介護の提供に当たるものとする。 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用の申し込みに 係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所 介護計画及び介護予防通所介護計画の作成等を行う。

- 4 介護職員 8名(内常勤4名、非常勤4名)
 - 第2条の運営方針を遵守し、介護技術の進捗に対応し、適切な技術を持って介護プランに沿ったサービスの提供に当たるものとする。
- 5 看護職員 2名(内 常勤1名、非常勤1名) 第2条の運営方針を遵守し、常に利用者の心身状況を的確に把握し、サービスの提供に当た るものとする。また、看護職員が機能訓練指導員を兼務する。

(業務の委託)

- 第5条 事業所における調理業務従事者については、利用者の処遇の向上につながるよう十分配 慮し、第三者に委託できるものとする。
- 2 施設の清掃等については、必要に応じて第三者に委託できるものとする。

(利用定員及び事業所の概要等)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 2 利用定員 35名
- 3 営業日 毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。但し1月1日から3日を除く。 月曜日~土曜日までとする。
- 4 営業時間 9時から17時00分までとする。但し、希望に応じて延長など可。
- 5 事業所の概要

| 建物の構造 | 面積 | 備 考 |
|----------------|------------|-----|
| 鉄筋コンクリート造一部2階建 | 17, 170 m² | |

| 設備の種類 | 数 | 面積 | 特色 |
|-------------|---|----------------------|-------------|
| 食堂 | 1 | 72.0 m ² | 車椅子対応昇降テーブル |
| 浴室 | 1 | 40.0 m ² | 一般浴、車椅子浴 |
| 作業及び日常動作訓練室 | 1 | 54.0 m ² | |
| 休養室 | 1 | 108.0 m ² | |
| 相談室 | 1 | 36.0 m ² | |
| 便所 | 1 | 7.5 m ² | シャワートイレ設備有 |

[※]スプリンクラー、自動火災報知器等防災機器の設置、カーテン、布団は防炎性能のある物を使用。

(利用料・その他の費用)

第7条 通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供した利用料は、厚生労働大臣 が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が受領サービス であるときは、その1割の額とする。

(1) 介護給付通所介護

(円/回)

| (1) | | | | •/ —/ | | |
|-----------------|-----------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 介記 | 護度 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
| | ①単価 | 678 | 797 | 921 | 1,045 | 1, 168 |
| 大規模型通所介護 (I) | ②サービス提供加算 | 12 | | | | |
| 7 時間以上 9 時間未満 | ③入浴介助加算 | 50 | | | | |
| | ④食費 | 500 | | | | |
| 自己負担額合計 | (1+2+3+4) | 1, 240 | 1, 359 | 1, 483 | 1,607 | 1, 730 |

- ※低栄養状態の改善を目的として栄養改善加算を実施した場合は1ヶ月150~300円算定。
- ※若年性認知症利用者を受入した場合は1日60円を加算する。
- ※個別機能訓練加算(I)を実施した場合は1日42円を加算する。
- ※介護職員処遇改善加算として介護サービス利用料金の2.5%を加算する。

(円/月)

| | 介護度 | 要支援 1 | 要支援 2 | |
|------------------------|---------------------------|--------|--------|--|
| | ①単価 | 2, 099 | 4, 205 | |
| 介護予防 通所介護 ②サービス提供加算 | | 48 | 96 | |
| | ③生活機能向上グループ活動加算 | 100 | | |
| 自豆 | 自己負担額合計 (①+②+③) 2,247 4,4 | | 4, 401 | |

- ※低栄養状態の改善を目的として栄養管理を実施した場合は1ヶ月150円算定。その場合、生活機能向上グループ活動加算は算定されない。
- ※上記、介護予防通所介護サービス自己負担額については、利用回数毎の昼食代実費 500 円は含まない。
- ※若年性認知症利用者を受入した場合は1ヶ月240円を加算する。
- ※介護職員処遇改善加算として介護サービス利用料金の2.5%を加算する。
- 2 前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額を利用者から受けるものとする。
- (1) 当事業所では、管理栄養士の立てる献立により栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- (2) 9 時間を超えて利用した場合は、1 時間につき 200 円を徴収する。
- (3) その他のサービスの提供において、通常必要となるもの。
- (4) 利用のキャンセルについては、前日までは無料、当日のキャンセルについては1,000円を徴収する場合がある。
- (5) 法定代理受領サービスに該当しないサービスについては、提供証明書を利用者に交付する。

(通所介護事業及び介護予防通所介護事業の提供方法)

- 第8条 通所介護事業及び介護予防通所介護事業の取扱方針については、次のとおりとする。
- 2 利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となる事の予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 3 事業所は、事業の提供依頼があった場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分及び 有効期間を確認する。提供する通所介護及び介護予防通所介護の質の評価を行い、常にその改 善を図る。
- 4 次条の通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び、その者が円滑な日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行う。
- 5 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の要介護者等に対しては、 必要に応じ特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 6 要介護認定者等の更新申請については、現在の要介護認定等の有効期限が終了する1ヶ月前 からできるように必要な支援をする。
- 7 事業所は、通所介護サービス及び介護予防通所介護サービス実施に当たり、被保険者の受給 資格等の確認をし、サービスの内容、手続きの説明及び同意を得てサービスの提供を行う。
- 8 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒否してはならない。
- 9 次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知することとする。
- (1) 介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わ

ないとき。

(2) 偽りやその他不正な行為によって保険給付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(通所介護サービス事業及び介護予防通所介護サービス事業の内容)

- 第9条 通所介護サービス事業及び介護予防通所介護サービス事業の内容は次のとおりとする。
- 2 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成
- (1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて機能訓練等の 目標・当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等通所介護計画及び介護予防通所 介護計画を作成する。
- (2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 利用者に対する情報提供
- (1) 通所介護計画及び介護予防通所介護計画作成にあたっては、利用者又は家族の意見を尊重 して、居宅支援事業所をはじめ医療・保健・福祉の関係機関で連携し計画する。
- (2)担当者は、それぞれの利用者に応じた通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成し、 利用者又はその家族に対しその内容等について説明しなければならない。
- (3) それぞれの利用者について、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に従ったサービスの 実施状況及び、目標の達成状況記録を行う。
- 4 利用者へのサービス提供
- (1)入浴
- (2)食事
- (3) 生活指導(相談、援助等)
- (4) レクリエーション
- (5) 生活機能向上グループ活動の実施
- (6) 健康チェック
- (7)養護
- (8) その他必要な援助
- (9) 送迎
- (10) 日常動作訓練
- (11) 口腔機能向上
- (12) 運動器機能向上
- (13) 栄養改善
- 5 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の利用者に対して行う送迎については、原則としてしない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、高山地域、清見地域(三日町周辺区域)とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用 当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対処方法)

第 12 条 サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに身元引受人に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。身元引受人への連絡が困難な場合には、緊急搬送等必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害対策に備えて、併設する特別養護老人ホーム新宮園の定める防災計画に沿って毎月、避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情申立窓口)

第14条 当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がある場合は施設利用相談室(<u>苦</u><u>情解決責任者 施設長、窓口担当者 生活相談員、電話0577-36-5565</u>) にて相談を受ける。また、意見箱や当事業者の設置する第三者委員会での受付も行い、責任をもって調査、改善をする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 15 条 事業所の職員は、正当な理由なくその事実上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏ら してはならない。
- 2 職員であったものに、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなく なった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を伝えなければならない。
- 3 当事業所では、利用者及び家族の個人情報保護に積極的に取り組み、よりよいサービスの 提供等本来の利用目的を超えて個人情報の利用はしない。
- 4 事業所は、職員の質的向上をはかるための研修の機会を確保することとする。
- 5 事業所は、設備・備品・職員・会計に関する諸記録の整備を行い、会計は他の会計と区分し、 毎年4月1日から翌年3月31日までを会計単位とする。また、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録も整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 6 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 7 事業所は、利用定員を超えてサービスの提供を実施しない。ただし、災害その他の止むを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 8 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 9 当事業所では、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 10 利用料について、介護保険給付体系が変更になった場合、または経済状況の著しい変化その 他止むを得ない事由がある場合、相当な額に変更できるものとする。また、変更する際は事前 に利用者又は家族に対し説明し、同意を得るものとする。
- 11 事業所は見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 12 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人清徳会と指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。